

○インバランスク単価等を定める告示

(平成二十四年六月十八日経済産業省告示第四百十四号)

最終改正 令和四年三月三十一日経済産業省告示第六十八号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令(平成二十三年政令第三百六十二号)第二条第一項並びに附則第二項第二号及び第三号並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)第十六条及び第十八条第三項の規定に基づき、インバランスク単価等を定める告示を次のように定め、平成二十四年七月一日から適用する。

(賦課金の特例に係る製造業以外の業種に係る倍数)

第一条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令(以下「令」という。)第四条第一項の規定に基づき経済産業大臣が定める数は、製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・七に八を乗じて得た五・六を、製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・四で除して得た十四とする。

(インバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する費用の目安の額)

第二条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。)第三条の五第四号の規定に基づき定めるインバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する費用の目安の額は、次条に基づき算出される額とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までに変動性発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備をいう。以下この条において同じ。)から供給された電気に係るインバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する費用の目安の額は、一キロワット時当たり一円とする。

3 前二項の規定にかかわらず、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までに変動性発電設備から供給された電気に係るインバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する費用の目安の額は、一キロワット時当たり九十五銭とする。

4 第一項から前項までの規定にかかわらず、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までに変動性発電設備から供給された電気に係るインバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する費用の目安の額は、一キロワット時当たり九十銭とする。

(特定契約電気事業者がインバランス料金又はこれに準ずるものとして追加的に負担する費用)

第三条 施行規則第十三条の三の三第二号に規定する経済産業大臣が定める額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる電気の量に乗じて得た額(その額が零を下回る場合には、零)とし、出力の抑制が代理で行われた場合において、出力の制御を実施する旨とその時間帯の通知を当該抑制の前日に受けた認定事業者が、当該時間帯においてその認定発電設備を用いて発電し、及び供給した再生可能エネルギー電気について、当該電気の供給を受けることにより電気事業者又は電気事業者から再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者がインバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担することとなる費用も同様とする。

一 変動性発電設備又は非変動性発電設備(水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備をいう。以下この条において同じ。)ごとにイに掲げる額にロ及びハに掲げる値を乗じて得た額(以下「インバランスリスク単価」という。)

イ 卸電力取引所(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第九十七条第一項に基づく卸電力取引所をいう。以下同じ。)が開設する翌日市場(電気事業法第九十八条第二項に規定する翌日市場をい

う。以下同じ。)において行われる三十分を単位とする各時間帯(以下単に「時間帯」という。)において、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(平成二十八年経済産業省令第二十二号)第一条第二項第二号に規定するインバランス料金から施行規則第十三条の三の四に規定する回避可能費用単価を控除した額

ロ 各時間帯において、発電用の電気工作物(特定契約及び一時調達契約に基づき電気を供給する事業の用に供される変動性発電設備又は非変動性発電設備に限る。)を維持し、及び運用する者(以下「維持運用者」という。)があらかじめ一般送配電事業者に申し出た電気の量(以下「計画電気量」という。)から、当該一般送配電事業者が当該維持運用者から受電した当該発電用の電気工作物の発電に係る電気の量(以下「受電電気量」という。)を控除した電気の量を、当該一般送配電事業者の供給区域における特定契約又は一時調達契約を締結している電気事業者ごとの受電電気量と計画電気量との差を全ての当該事業者で合計した値で除した値

ハ 各時間帯において、全国における特定契約又は一時調達契約を締結している電気事業者ごとの計画電気量と受電電気量の差を全ての当該電気事業者で合計した値を、全国における全ての当該電気事業

者の受電電気量で除した値

二 各時間帯において、各電気事業者が特定契約及び一時調達契約に基づき調達した再生可能エネルギー
電気
の量

2 2 施行規則附則第十二条により読み替えて適用される施行規則第十三条の三の三第二号に規定する経
済産業大臣が定める額については、前項の規定を準用する。この場合において、前項第一号イ中「第十三
条の三の四」とあるのは「附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用される施行規則第十三条の三
の四」とする。

3 前二項の規定にかかわらず、特定契約に基づき平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日ま
でに調達した電気に係るインバランスク単価は、変動性発電設備にあつては十六銭、非変動性発電設
備にあつては一銭とする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、特定契約に基づき平成二十九年四月一日から平成三十年三月三
十一日までに調達した電気に係るインバランスク単価は、変動性発電設備及び非変動性発電設備のい
ずれも零とする。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、特定契約に基づき平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日までに調達した電気に係るインバランスリスク単価は、変動性発電設備にあつては四銭、非変動性発電設備にあつては一銭とする。

6 第一項及び第二項の規定にかかわらず、特定契約に基づき令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までに調達した電気に係るインバランスリスク単価は、変動性発電設備にあつては七銭、非変動性発電設備にあつては二銭とする。

7 第一項及び第二項の規定にかかわらず、特定契約に基づき令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに調達した電気に係るインバランスリスク単価は、変動性発電設備にあつては四銭、非変動性発電設備にあつては二銭とする。

（特定契約電気事業者が周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要な電源等の能力を確保するための費用を追加的に負担する費用）

第四条 特定契約に基づき令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに調達した電気に係る施行規則第十三条の三の三第三号に規定する経済産業大臣が定める額は、変動性発電設備にあつては次の表の上欄

に掲げる電気事業者ごとに、同表の下欄に掲げる額とし、非変動性発電設備にあつては一キロワット時当たり零銭とする。

北海道電力ネットワーク株式会社	一キロワット時当たり四十一銭
東北電力ネットワーク株式会社	一キロワット時当たり十一銭
東京電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり十九銭
中部電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり十四銭
北陸電力送配電株式会社	一キロワット時当たり十三銭
関西電力送配電株式会社	一キロワット時当たり十九銭
中国電力ネットワーク株式会社	一キロワット時当たり二十七銭
四国電力送配電株式会社	一キロワット時当たり二十九銭
九州電力送配電株式会社	一キロワット時当たり二十五銭
沖縄電力株式会社	一キロワット時当たり八十六銭

2 特定契約又は一時調達契約に基づき令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までに調達した電気に

係る施行規則第十三条の三の三第三号に規定する経済産業大臣が定める額は、変動性発電設備にあつては次の表の上欄に掲げる電気事業者ごとに、同表の下欄に掲げる額とし、非変動性発電設備にあつては一キロワット時当たり零銭とする。

北海道電力ネットワーク株式会社	一キロワット時当たり二円十二銭
東北電力ネットワーク株式会社	一キロワット時当たり四十八銭
東京電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり三十四銭
中部電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり一円三十三銭
北陸電力送配電株式会社	一キロワット時当たり一円十三銭
関西電力送配電株式会社	一キロワット時当たり一円七十九銭
中国電力ネットワーク株式会社	一キロワット時当たり八十三銭
四国電力送配電株式会社	一キロワット時当たり九十三銭
九州電力送配電株式会社	一キロワット時当たり九十六銭
沖縄電力株式会社	一キロワット時当たり六十八銭

3 出力の抑制が代理で行われた場合において、出力の制御が見込まれる旨とその時間帯の通知を当該抑制の前日に受けた認定事業者が、当該時間帯においてその認定発電設備を用いて発電し、及び供給した再生可能エネルギー電気について、当該電気の供給を受けることにより、電気事業者が、当該再生可能エネルギー発電設備を設置する場所をその供給区域とする一般送配電事業者の周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要な電源等の能力を確保するための費用を追加的に負担する場合の平均費用については、前項の規定を準用する。

(定額制供給の電気の量の算定方法)

第五条 施行規則第二十六条第三項に規定する定額制供給の電気の量は、次の表の上欄に掲げる定額制供給に係る契約の種別ごとに、同表の下欄に掲げる計算式により算定するものとする。

定額電灯（電灯）	契約キロワット×三百八十八・四時間
定額電灯（小型機器）	契約個数×二十キロワット時
公衆街路灯	契約キロワット×三百八十八・四時間
農事用電灯	契約キロワット×三百八十八・四時間

臨時電灯	契約灯個数×四十キロワット時
農事用電力（脱穀調整）	契約キロワット×百時間
農事用電力（育苗栽培）	契約キロワット×三百六十時間
臨時電力	契約キロワット×二百時間
深夜電力	契約キロワット×二百時間

（注） 定額電灯（小型機器）及び臨時電灯にあつては、それぞれ下欄に掲げる計算式に代えて、電気の需要設備の電力の需要に応じ、「契約キロワット×下欄に掲げる計算式を勘案して算定される当該需要設備の平均的な使用時間」を用いることができる。

附 則（平成二十四年八月三十一日経済産業省告示第百九十四号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十四年九月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年三月二十九日経済産業省告示第八十二号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十五年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー―電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー―電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年四月三十日経済産業省告示第二百二十五号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十五年五月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー―電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー―電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年六月二十八日経済産業省告示第百六十三号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十五年七月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー―電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー―電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年八月三十日経済産業省告示第百九十三号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十五年九月一日以後に特定契約に基づき調達した再

生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年三月三十一日経済産業省告示第六十六号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十六年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年四月三十日経済産業省告示第九十三号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十六年五月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年六月三十日経済産業省告示第四百四十二号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十六年六月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達し

た再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年十月三十一日経済産業省告示第二百十七号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十六年十一月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年三月三十一日経済産業省告示第四十七号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十七年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年五月二十九日経済産業省告示第二百二十四号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十七年六月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月三十日経済産業省告示第百七号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十八年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年五月三十一日経済産業省告示第百七十号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十八年六月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年七月二十二日経済産業省告示第百四号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十八年八月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年九月三十日経済産業省告示第百四十八号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十八年十月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年三月三十日経済産業省告示第六十六号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十九年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年八月一日経済産業省告示第一八三号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十九年八月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年三月三十日経済産業省告示第五十四号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成三十年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生

可能エネルギー―電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー―電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年六月二十六日経済産業省告示第百十九号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成三十年七月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー―電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー―電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月二十九日経済産業省告示第七十六号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成三十一年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー―電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー―電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月三十一日経済産業省告示第六十六号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が令和二年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー―電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再

生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月三十一日経済産業省告示第六十七号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が令和三年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定においては、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月三十一日経済産業省告示第六十八号）

この告示による改正後の規定は、電気事業者が令和四年四月一日以後に特定契約又は一時調達契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。